# 規程分類規則

JS 1-00-2

公益社団法人 日本経営工学会

(総則)

第1条 公益社団法人日本経営工学会における規程の制定、変更及び廃止に関する事項は、定款で定める ものの他、この規則による。

#### (規程の様式)

- 第2条 規程には、次の事項を記載する。
  - 規程名
  - ② 規程番号
  - ③ 条項(章、条、項、号)
  - ④ 附則(施行·改廃年月日、担当委員会名)
  - 2 庶務委員会は、規程が提案された場合、次の事項を点検し様式等を整える。
    - ① 規程の種別の適否
    - ② 他の規程との整合性
    - ③ 用語及び表現の適否
    - ④ 前項に定める様式との照合
  - 3 規程の条項は、効力順位で上位にある規程の表現を踏襲し、上位で規定された条項については下 位で重複して規定しない。

### (規程番号)

- 第3条 規程番号の構成は、次のとおりとする。
  - ① JS (Jima Standard)
  - ② 規程種別(0:定款、1:総会決議規則、2:理事会決議細則)
  - ③ 担当委員会番号(2桁)
  - ④ 順序番号(一連番号)
  - ⑤ 表示形式 例 JS1-01-1
  - 2 番号コードは庶務委員会が付与する。
  - 3 担当委員会番号

00:基本、01: 庶務、02: 研究、03: 論文誌編集、04: 企画行事、05: 会員、06: 財務、07: 調査、08: 大会、09: 表彰、10: 国際・渉外、11: 人材育成、12: 経営システム誌編集、13: 支部、14: JABEE

(規程の制定、変更又は廃止の手続き)

- 第4条 規程の制定、変更又は廃止の手続きは、担当委員会が庶務委員会を経由して、理事会の協議事項 として提出する。
  - 2 庶務委員会は、理事会に諮り、結果を担当委員会に通知する。
  - 3 庶務委員会は、規程として総会の決議が必要な場合は、総会に諮り結果を担当委員会に通知し、

学会ホームページに掲載する。

4 庶務委員会は、規程原本の保管手続き後、規程として施行する場合は、学会ホームページに掲載する。

## (学会ホームページの更新)

- 第5条 庶務委員会は、規程の制定、変更または廃止があった時は、学会ホームページの規程類について 点検し、更新結果を確認する。
  - 2 学会ホームページの規程について、検索見出し項目の適否を点検し、不備な場合は是正する。

## 附則

- 1 この規則の担当は、庶務委員会とする。
- 2 この規則は、平成22年5月15日より施行する。
- 3 平成 25 年 5 月 18 日改正する。